

平成 27 年度第 1 回 (第 136 回)

隠岐の島町教育委員会会議録

1. 開 会 日 時 平成 27 年 4 月 24 日 9 時 30 分
2. 開 催 場 所 隠岐の島町教育委員会 会議室
3. 出 席 委 員 武田浩志、秋庭ゆみ子、野津幸恵、大津義文、山本和博
4. 欠 席 委 員 なし
5. その他出席者 八幡哲、中林眞、高宮操、砂本進
6. 開 会 宣 言 八幡課長より開会宣言をする。
7. 付 議 事 件
 - 報告第 1 号 教育長報告
 - 議 第 1 号 隠岐の島町社会教育委員の会会議運営要領の廃止について
 - 議 第 2 号 隠岐の島町社会教育委員条例施行規則の制定について
 - 議 第 3 号 隠岐の島町古文書研究会活動費補助金交付要綱の制定について
 - 議 第 4 号 隠岐の島町突き牛導入促進事業補助金交付要綱の一部改正について

8. 議事の概要

○八幡課長謝罪

冒頭八幡課長より、3月の第135回教育委員会において議事に関係のない不適切な発言のお詫びがあり、同時に発言の撤回の申し入れがあった。

○委員長報告

1. 委員長より地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に該当する事案であり、教育長・八幡課長に口頭注意したことの報告があった。
2. 八幡課長の発言については、出席者全員の了承を得たのち、議事録より削除する。

○報告第1号 教育長報告

委員長：報告第1号を上程します。

(教育長より説明)

◎全員了承した。

○議 第1号 隠岐の島町社会教育委員の会会議運営要領の廃止について

(生涯学習課長より説明)

◎質疑なく、挙手による表決を行い議決した。

○議 第2号 隠岐の島町社会教育委員条例施行規則の制定について
(生涯学習課長より説明)

秋庭委員：「意見陳述することができる」とありますが、委員会の場で議論まで行うという事が含まれていますか。

中林課長：今回は、「意見を述べるができる」としておりますので、意見を述べることを許可するという意味合いでございます。内容によっては、後日委員会の中で議論し返答することは務めだとは思いますが、規則の中ではそこまで規定はしておりません。

秋庭委員：基本は、意見を述べていただく場であるという認識でよろしいでしょうか。

中林課長：はいそうです。

野津委員：条例の方で2条の1項で諮問に応じて意見を述べるとありますが、これは教育委員会の会の中で意見を述べるという事でしょうか。

中林課長：それは色々なケースが考えられますが、特に条例の中で明記はしておりません。教育委員会の中で意見を述べることもあると思います。

野津委員：それでは、答申を文書で委員長に述べるという事もあるわけですね。

中林課長：それも有りうると思います。

野津委員：それでは、答申をこの場で述べる場合も第6条の手続きを踏めば、個人の方が意見を述べることは可能なのでしょうか。それとも別と考えた方がよろしいのでしょうか。

八幡課長：諮問につきましては、別と考えていただきたいと思います。第6条については、委員が社会教育に関する意見を述べる取り決めであります。

大津委員：やはり諮問に対しては、諮問された会の代表の方が意見を述べるのが妥当だと考えます。

秋庭委員：野津委員のおっしゃりたいのは、諮問に対して会としては答申したけれども、どうしても違う意見を述べたいときにこの第6条で申請しても良いかという事だと思います。

教育長：諮問するときはその会の代表意見ですので、委員の皆さんの意見の総意でなければならないと思っています。もし、諮問に対して、違う意見を述べる場合は却下します。そうでなければ会が成立しないと思います。

◎挙手による表決を行い議決した。

○議 第3号 隠岐の島町古文書研究会活動費補助金交付要綱の制定について
(生涯学習課長より説明)

教育長：今まで古文書については手つかずの状態でしたが、去年より専門員を雇用し解説やこういった古文書の講座を開くまでになりました。そのところを何卒ご理解いただきたい。

秋庭委員：前には、近所の方が古文書の解読を依頼したが何の連絡もなかったという事がありました。それが、講座を開くまでに改善されてきたという事で大変良いことだと思います。古文書講座の参加は、時々あるいはたまに行くのは大丈夫でしょうか。

中林課長：毎回講座の内容を変えたり、開催場所も変えて誰でも参加できるような講座を目指しております。ですので途中参加でも十分楽しめて、勉強になると思っていますので、教育委員の方にも是非参加していただきたいと思ひます。

教育長：古文書の解読は、1枚でも半年以上かかります。教育委員会の方にも毎年何件かの古文書解読の依頼がありますので、今後は適切に対応していきたいと思ひております。

◎挙手による表決を行い議決した。

○議 第4号 隠岐の島町突き牛導入促進事業補助金交付要綱の一部改正について
(生涯学習課長より説明)

秋庭委員：農協が変わったのは3月ですが、何故4月の改正なのでしょう。

中林課長：申請が無かったというのも現状でございますが、本来であれば3月に行なっておくべき改正でした。申し訳ございません。

◎挙手による表決を行い議決した。

委員長：以上で議案の審議を終了します。

9. 課長報告

- 平成27年度学力向上対策事業について
- 古文書講座の実施について
- 隠岐の島町地域づくり講演会について

10. その他

11. 協議事項

- 平成27年度第2回(第137回)教育委員会の開催について
・・・平成27年5月26日(火)9:30～

12. 特記事項

13. 閉会日時 平成 27 年 3 月 26 日 12 : 10

14. 会議録作成者 総務係 砂本 進

署名日 平成 27 年 5 月 26 日

隠岐の島町教育委員会

委員長 武田浩志